

2014年5・6月号 No111

# 夜明けの会ニュース

“高利貸しのない社会を！”

夜明けの会、定期総会報告

発行：夜明けの会事務局  
(朝日総合法務事務所内)

〒363-0023

埼玉県桶川市朝日 2-12-23

TEL 048-774-2862

FAX 048-774-4993

URL: <http://homepage2.nifty.com/asahi-houmu/>

鈴子司法書士からは、今年度も

四月、二十日(日)午前十一時より、朝日記念会館(桶川市)にて、夜明けの会定期総会を開催いたしました。参加者は二十名。「夜明けの会」相談担当司法書士の安野先生・中村先生も参加していただき、事務局長の井口

「暮らしとところの総合相談会」の開催についてまた、今後の夜明けの会の活動についての話を交え挨拶を頂きました。

山崎会長、司法書士井口事務局長、安野・中村先生から挨拶をいただき、被害者の会の重要性や総合相談会など注目された活動をしていることを話していただきました。議長は、澤口さんになっていただき進行しました。

平成二十五年度の活動報告と二十五年年度の活動予定を吉田より行い、昨年の相談活動と被害者掘り起こしの活動を今年も精力的におこなうこと、「暮らしとところの総合相談会」の実施についての報告をしました。また、ヤミ金融を撲滅する為に告発や警察への呼びかけを行うことなどを報告しました。

次に会計報告として、堀越さん、吉田から報告しました。運営は、かなり厳しい状況であるが先生方のカンパに頼らざるを得ないとのこと。で会員・賛助会員の会費の納入を今以上に進める必要があると感じました。

最後に役員の変更となり今年度の役員は次の通りとなり

## 《5・6月予定》

5月18日(日) 11:00～例会行事 バーベキュー

5月31日(土) 13:30～自殺対策シンポジウム  
浦和パルコ

6月22日(日) 14:00～定例会 朝日記念会館

埼玉県「暮らしとところの総合相談会」

15:00～19:00 JACK 大宮 5階 毎週木曜日

5月8日、15日、22日、(1日は休み)

6月5日、12日、19日、26日

※相談日は、月・金曜日 午前10時～午後5時迄。  
毎回午後3時頃司法書士に来て頂きますので、初回の相談は必ず司法書士と一緒にいきます。

会長 山崎敏男

副会長 澤口宣男・遠藤智・

和光末義

事務局長 井口鈴子

事務局次長 吉田豊樹・西方義郎

熊谷和子

会計 堀越節子

幹事 依田駒起・栗原文子・

植松佐智子・中村幸広・

池上宏一・久澤教一・

末田賢・三本木正幸・

川崎美沙

と決議されました。

その後、懇親会を行いレクリエーションや相談にやる気をもらい頑張ろうと全員が感じました。(事務局)



「暮らしとこころの総合相談会」

昨年も自殺者数は、全国で三万人を切る事ができました。しかしながらまだまだ極端に減った訳ではありません。健康問題、経済生活苦、家庭問題、勤務問題等の問題が原因とされています。

健康問題、多重債務、失業、労働等の問題は、悩みや追い詰められた精神状態から冷静な判断が出来なくなり、自殺という最悪の状態になることも考えられます。この深刻な状況に対処するため、生活、多重債務、こころ、労働、失業、住まいなどの相談専門家として弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士、民間団体などが直接相談に応じる包括総合支援相談「暮らしとこころの総合相談会」を今年度も行い自殺対策に取り組んでいます。昨年四月から今年二月までの相談者は六百名を超える相談者が来ています。

日時 毎週木曜日

十五時～十九時

場所 J A C K大宮五階

内容 法律相談(多重債務・労働・失業など)・生活相談、こころの相談など

五月・六月の相談日

五月八日、十五日、二十二日、

二十九日(一日は休み)

六月五日、十二日、十九日、

二十六日

予約・お問い合わせ(事務局)

☎〇四八・七八二・四六七五

●被害体験談

今こそ、

ヤミ金融撲滅に向けて!

平成13年7月頃私の携帯電話に、ある金融業者(ヤミ金)から電話が掛ってきました。電話での内容は、私の弟へ3万円を貸しているとのことでした。支払期日が3日程過ぎ、弟本人と連絡が取れない為私に払ってほしいとの事でした。私は弟の借金は私には関係ないと断ると相手側は声を荒げて身内の借金は身内の人が支払う義務があるだろうと言いつつ最後は私の自宅へ訪問すると言います。私自身、家族に

内緒でサラ金業者(4社)へ借金があつたので、自宅へ来ると言われた時「ヤバイ」と思い弟の借金を払いました。

そして、すぐ弟の所へ電話を入れたのですが既に退職した後で未だに連絡のつかない状況です。このような出来事があつてから4〜5日後に又私の携帯電話に電話が掛ってきました。別の金融業者からです。内容は前回と一緒に弟の借金の件でした。今度は5万円貸しているとの事でした。私は同僚に3万円を借り、私の持金3万円計6万円を支払いました。その後も4〜5件の金融業者から電話があり、「全額完済しろ!」と電話で脅され、私は必ず支払う約束で期日を延ばしてもらいました。その時点で弟の借金合計は約30万円になっていました。この借金を返す為、今度は私がヤミ金に手を出す事になったのです。それは平成13年10月頃、ある週刊誌に載っていた広告を目にしました。金融業者の広告でした。内容は「個人の信用で100万円まで」「コンピュータ審査なし」「当社独自の審査」

「現状厳しい方」等条件面で安心できると思い電話をしました。女性の方が出て、初めての方は来店してくださいとの事でした。その時に色々な条件や話を伺うと言うので、私は翌日会社を休み、神田にある店に行きました。場所案内は電話でもらい、着いた場所はマンションの一室で、中には女性1名男性3名の小さな事務所でした。そこで申込用紙に融資金(申込金)、氏名、住所、電話番号、会社名と電話番号、家族全員の氏名を記して書類を渡しました。待つ事約20分、男性社員のの方が現れて、私に審査結果が大変厳しい為、申込金の30万円は無理と言われました。しかし5万円までならすぐに融資できるとの事でした。そして支払い状況を見て、増額を考えてくれるとの事でした。どうするか少し迷いましたが、弟の借金の支払いがある為、融資を受ける事にしました。その時の支払条件は、10日後に完済額65000円、利息のみの場合は10日後に150000円、以後10日毎150000円及び完済額650000円を支払って

下さいとの事でした。この時も少し迷いました。でも支払期日が近づいていたので契約しました。しかし、まだ25万円足りません。色々考えた末、今度は新聞欄で、金融欄を見て5〜6軒に電話を入れました。そして全ての店に行き、最初の店と同じ様な条件で契約してお金を作り、弟の借金を返納しました。

しかし、ここからが私のヤミ金地獄の始まりでした。サラ金への支払い(約月7万円)とヤミ金への支払い(10日毎利息だけ75000円)、特にヤミ金への支払いが10日毎の為、お金を作るのに同僚や友人に借金をして支払っていました。その後、借金出来なくなり、どうしようと思つているところに携帯電話にヤミ金業者から電話が入りました。お金を貸してくれるとの事でした。私はすぐに申込み、その日の内に銀行口座にお金を振り込んでもらいました。そしてこのような電話とダイレクトメールが、携帯と自宅に来るようになり、支払いの為、次から次へと電話や来店というかたちでお金を借り、気がつけば

平成15年3月頃には、100件以上のヤミ金業者と取引をしていました。

この時点でヤミ金業者との契約金は「700万円」位になっていたと思います。当然、支払いも遅れるようになり、毎日ヤミ金業者から取り立ての電話が入りました。待つて下さいと頼んでも「今日中に持参しろ!」「泥棒をしてでもお金を作れ!」等ありとあらゆる脅しの罵声を浴びて毎日が恐怖の日でした。又あるヤミ金業者「は私の給料日に会社までお金を取りに来ました。会社への電話も毎日の様に入り、私は会社をクビ同然のかたちで辞めました。勿論、家賃の滞納、電気代や水道代、ガス代の支払いも遅れるようになりました。100件以上のヤミ金業者との取引の中で、お金を作るために年金で暮している母から「約200万円」おばさんから(100万円)私の義弟から(約150万円)女房の義姉から(約25万円)そして娘達から(約20万円)とお金を借りました。それでも、返済に追いつかず、

私はついに現実から逃げる為家を出て姿を消しました。私が姿を消した後、ヤミ金業者は妻の会社や娘の家、妹の家等に電話を入れお金の請求をしたそうです。そして、自宅にはヤミ金業者が直接来て「金返せ!」の張り紙をしていたそうです。妻は一人で恐くなり、娘夫婦の協力を得て夜逃げ同様に家を出たそうです。そして私自信も娘達からヤミ金の対策を考えてくれる会があるので、その会で相談に乗ってもらう事の伝言が携帯に入っていました。2週間後、私は「夜明けの会」に行き全てを話し解決して頂き現在に至っています。

しかし、ヤミ金業者との電話のやり取り、店へ行った時の対応の態度は、いまも心の中で恐怖として生きています。本当に死ななくてよかったですと思っております。

また、この恐怖から逃れるため自らの命を絶つという気持をわかる様な気がします。一人でも多くの方を救う為ヤミ金に苦しんでいる人を助けてください。「ヤミ金をこの世から撲滅!」これが私の願いです。(会員 S)

### ○ヤミ金撲滅に向けて 解決するという決意

相手がヤミ金でも、毅然とした対応をとれば解決することが出来ます。

そのためには、法律家に依頼する場合でも、被害者の会の支援をうけて自分自身で対応する場合でも、被害者本人が「解決するんだ」という強い気持ちを持ち続けることが必要です。ヤミ金は、被害者本人と法律家や被害者の会などの切り離しを図る目的で、嫌がらせを続けることもあります。そんなとき、被害者本人が「やつぱり駄目なんだ」と早々に諦めてしまえば、ヤミ金の思うつぼです。これからは、ヤミ金の言いなりになりませんか?

一方、相談を受ける側(弁護士、司法書士、被害者の会)は、被害者の心情を理解することに努める必要があります。叱りつけるだけではうまくいかないし、法律論を解説すればうまくいくというわけでもありません。まず、被害者の恐怖心を取り除くことが重要です。被害者が抱いている恐怖心も、いろいろあります。それらを一つ一つ取

り除いていくことも、大事な仕事です。  
**家族に打ち明ける**

被害者本人は、「これ以上、家族に迷惑をかけられない」「離婚される」という恐れから、ヤミ金被害にあっている事実を家族に隠してしまいがちです。

ヤミ金は、最初は「家族には内緒にしておきますから大丈夫ですよ」などと恩着せがましい勧誘をしておきながら、支払ができないと「家族から返してもらいますよ」などと、脅しの材料として徹底的に利用します。

被害者本人は法的なことは全く分からないため、「返済ができなかったら、家に電話が入ってしまう」という恐れから、返済のために他のヤミ金から借りるという行動を繰り返してしまいます。年利1000%を超えるような高金利での自転車操業ですから、無理に決まっています。当然、払えなくなる日がやってきます。そこでどうしようもなくなくなって家族に打ち明けると、「こんなに膨らんでから言われても」「何回も家で肩代わりしてきたのに」などと怒られてしまいます。

ヤミ金からは脅され、家族からは怒られて、被害者本人は、「借りた自分が悪い」「こんなことになってるのは自分だけだ」などと自分を追いつめて孤立し、家族に内緒にして自転車操業を繰り返す、という行動にますます拍車がかかってしまいます。それがヤミ金の狙いです。

#### 被害者本人へ一勇気を出して

勇気を出して家族に打ち明けて下さい。一度に多くのことを話すことはできないかも知れません。しかし、「ヤミ金問題を解決するために相談に行く」ということは、せめて言ってみてください。

#### 解決後の生活が大事

多くの場合、ヤミ金被害にあった背景に、サラ金・クレジットなどの多重債務問題が存在しています。多重債務問題はサラ金の高金利・過剰与信によって生じる構造的問題であり、必ずしも本人だけの責任ではありません。この点は、法律家や被害者の会などの第三者から客観的に説明されれば、家族としても受け入れやすいと思います。ヤミ金問題の解決だけでなく、その原因となった借金の法的整理、二

度と多重債務に陥らないための生活改善など、家族と一緒に頑張って解決していくことを目指していきましょう。「やつてしまったことは、しょうがない。解決後、これからの生活が一番大事なんです」という割り切りを示すことも、はじめの一步を踏み出してもらうためには有効です。

#### ◎レクリエーションのお知らせ

現在「夜明けの会」では、レクリエーション活動として卓球・トランプ、ジエンガなどを行っています。普段休みの日に家で何もしていない人や時間をもてあましている人が多いのではないのでしょうか？会ではバーベキューやスポーツなどのレクリエーションを企画しています。又、その他将棋、囲碁などの文化部的なレクリエーションも実施していきたいと思いますので事務局まで連絡下さい。今後、スポーツや文化的なレクリエーションを通じて夜明けの会を盛り上げていきたいと思えます。こんなことをやってみたいなど意見を募集しています。多くの意見や企画をお待ちしています。

#### 編集後記

平成二十二年の六月に貸金業法施行が実施され、今年も包括的な相談が全国で実施されています。多重債務者の掘り起こしと各団体の連携が重要になります。今年度も「暮らしとこころの総合相談会」を実施されています。弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士などが連携し相談を受ける画期的な相談会です。相談者が気軽に相談でき相互的な相談ができる状況になっています。そして、今以上に行政と法律家、被害者の会が今まで以上に連携をし、貸金業法完全施行、多重債務者掘り起こしや総合的な相談窓口設置活動など「夜明けの会」の会員も今以上に一般の人達にも呼びかける必要があります。

**会員の方々へ会費の納入のお願いです。**一ヶ月500円、年間6000円です。又、賛助会員の皆様も会費(年間一万円)の納入の程宜しくお願い致します。

会員という認識の為ににも納入の程宜しくお願い致します。

(事務局)